

様

重要事項説明書
通所介護利用契約書
第1号通所事業利用契約書
個人情報利用同意書



げんき・もりもり王居殿

有限会社 じゅん

重要事項説明書

作成日 平成 17 年 9 月 1 日

1. 事業者の表示

法人の名称	有限会社 じゅん
法人の種類	営利法人
代表者の役職・氏名	代表取締役 楠田 順也
法人登記簿記載所在地	神戸市垂水区城が山 5-14-10
連絡先部署名	介護事業部
電話／FAX番号	078-754-1217
設立年月日	平成 17 年 5 月 2 日

2. 事業所の表示

事業所の名称	げんき・もりもり王居殿
指定事業所番号	2870801707
事業所の所在地	神戸市垂水区王居殿 3 丁目 9 番 4 号
電話番号	078-755-5220
FAX番号	078-755-5221
開設年月日	平成 17 年 9 月 1 日
利用施設の構造	木造
延べ床面積	147.0 平方メートル
利用定員	40 名
主な設備	食堂及び機能訓練室、台所、浴室、静養室、相談室、便所、倉庫、事務所、玄関ホール、他

3. 事業所の責任者

管理者	坂口利香
-----	------

4. 事業実施地域

実施地域	神戸市垂水区
実施地域内の交通費	介護保険適用サービス利用料金に含む
実施地域外の交通費	別途必要（別紙 1・2 げんき・もりもり王居殿利用料金表に記載）

5. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	有限会社じゅんが開設するげんき・もりもり王居殿が行う指定通所介護事業・指定介護予防通所サービス（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護サービス・指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。
運営方針	利用者が事業対象者・要支援・要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日中の日常生活の世話や機能訓練等を行うことで、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的負担の軽減を図るものとする。事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

6. 従業員

従業員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1名		1名（生活相談員）			
生活相談員	2名		2名（管理・機能訓練）			社会福祉主事
介護職員	12名	2名	1名（機能訓練）	8名	1名	介護福祉士
機能訓練指導員	3名	1名	2名（介護職員）		1名	柔道整復師、鍼灸師
看護職員	3名		1名（生活相談員）		2名	看護師

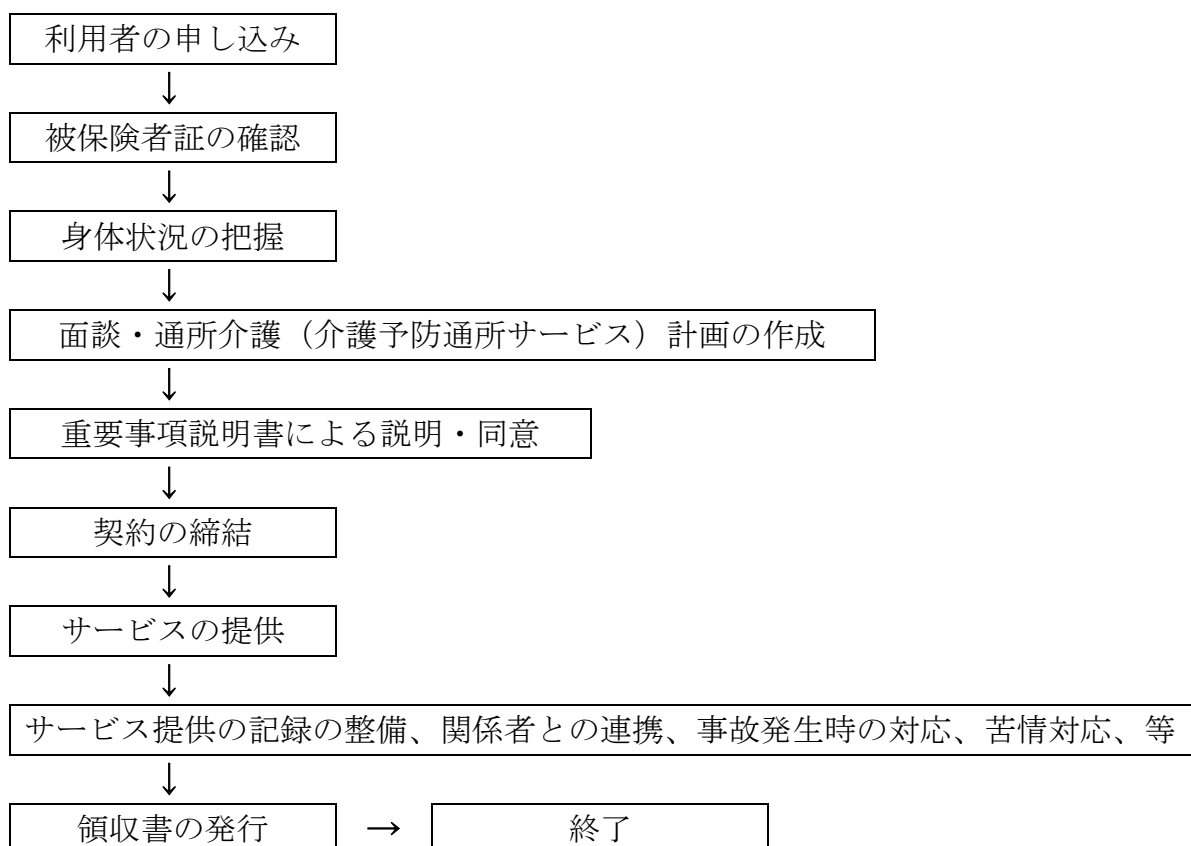
7. サービス内容と料金

種別	内容	利用料金
介護保険適用部分 【通所介護(介護予防・介護予防通所サービス)計画に基づき利用者の機能訓練及び日常生活に対する必要な援助を行う】	通所介護費 介護予防通所サービス費	介護報酬告示の額による 又は市町村の告示による (法定代理受領分の場合 は1割または2割)
	加算費	
介護保険適用以外の部分 (利用者の希望選定)	通常事業実施地域以外の送迎	別紙1・2 げんき・もりもり王居殿 利用料金表の②に記載
	通常要する時間を超える利用	
利用者自己負担の部分	食料材費(食材・おやつ)	

(日常生活上、通常必要なもので、利用者負担が適当と認められるもの)	おむつ代 (処理費を含む)	別紙1・2 げんき・もりもり王居殿 利用料金表の②に記載
	その他 (利用者が個別に希望するもの)	
利用料の支払い方法	月初め払い	前月分を翌月20日に引き落とし、又は現金支払い
料金改定	介護保険適用部分	改定の1ヶ月以上前に 利用者に文書で連絡し了解 を得ます
	介護保険適用以外の部分	
償還払い	利用者が法定代理受領サービスを利用できないことにより償還払いとなること	利用者は、一旦料金を全額自己負担しなければならず、事業所はサービス提供証明書を発行
キャンセル料	当日キャンセルした場合	700円

8. サービス提供の手順

居宅介護支援事業所及び医療機関と連携し、次の手順でサービスを提供



9. 相談窓口

通所介護・介護予防通所サービス利用に関する全ての相談窓口		げんき・もりもり王居殿 神戸市垂水区王居殿3-9-4
担当責任者		管理者・生活相談員 坂口 利香 機能訓練指導員 岡本 寛子
窓口の開設時間		月曜日～金曜日の8:30～17:30 但し 8/14・15、5/3・4・5、12/30～1/3 (振替休日の場合 5/6) を除く
相談の方法	電話	078-755-5220
	面談	げんき・もりもり王居殿 神戸市垂水区王居殿3-9-4
	文書	〒655-0883 神戸市垂水区王居殿3-9-4 げんき・もりもり王居殿
	FAX	078-755-5221

外部苦情相談窓口	電話	神戸市保健福祉局高齢福祉部介護指導課 TEL: 078-322-6326
		神戸市消費生活センター (契約についての相談) TEL: 078-371-1221
		兵庫県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 TEL: 078-332-5617

10. 担当者の変更

担当者の変更を希望する場合	開設者(事業者)において相談対応 (担当者) 代表取締役 楠田 順也 (所在地) 〒655-0884 神戸市垂水区城が山5-14-10 有限会社 じゅん (電話) 078-754-1217
---------------	---

11. 秘密の保持

在職中の従業者	全ての従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務とする。
退職後の従業者	全ての従業者は、従業者でなくなった後においても、これらの秘密

	を保持する旨を雇用契約書に証し、違約金の定めを置く。
利用者個人情報の 必要性	従業者がサービス担当者会議等において課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービス担当者とは共有するためには、事業者はあらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があり、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得る。同意書の有効期限は利用 契約期間と同じとする。個人情報の範囲は、サービスの円滑な提供に必要な最低限度のものとする。

12. 家族等への連絡

希望があった場合	利用者に連絡するとの同様の通知を家族等へも連絡する。
----------	----------------------------

13. 記録の保管

記録の保管期間	5年間
記録の閲覧及び記録の交付	利用者又はその家族から申し出があれば、利用者又はその家族に限り、記録の閲覧及び記録の交付〔実費必要〕を文書又はその他適切な方法（例えば利用者の用意する手帳等に記載）により提出する。

14. 緊急時の対応

自然災害発生時	公共機関であるJR西日本の計画運休が事前に開示されていた場合、該当日の朝の時点で適正な運営を確保するための人員が確保できないために当事業所も閉鎖する。
サービス提供中の事故発生時	速やかに家族、医療機関、医師、市町村及び該当利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡し、医療受診等の適切な処置をとる。
利用者の体調悪化等	速やかに家族及び医療機関、医師へ連絡し、医療受診等の適切な処置をとる。

15. 損害賠償

事業者には責任がある場合の 損害賠償の方針	速やかに賠償を行う為、損害賠償責任保険に加入済
損害賠償責任保険の適用対象	有限会社じゅんが開設する「げんき・もりもり王居殿」において提供する指定通所介護・指定介護予防通所サービス

損害賠償責任保険の補償範囲	指定通所介護・指定介護予防通所サービス「げんき・もりもり王居殿」利用者に対し、有限会社じゅんの責に帰する損害賠償
---------------	--

16. 留意事項

利用規則	げんき・もりもり王居殿利用契約書に別に定める。
担当者の禁止行為	サービス提供契約の実施以外の営利行為や宗教勧誘行為を禁止する。

17. 重要事項の変更

変更が生じることが予測される場合の利用者への通知方法	書類を交付して口頭で説明するか又は郵便で通知する。
利用者の同意確認方法	重要事項変更同意確認契約書を締結する。

当事業者・事業所は、この重要事項説明書に基づいて、通所介護・介護予防通所サービス「げんき・もりもり王居殿」のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

〔事業者〕 住 所 神戸市垂水区城が山5-14-10
事業者名 有限会社 じゅん
代表取締役 楠田 順也

〔事業所〕 住 所 神戸市垂水区王居殿3-9-4
事業所名 げんき・もりもり王居殿

説明者名 坂口 利香 印

私は、この重要事項説明書に基づいた、通所介護・介護予防通所サービス「げんき・もりもり王居殿」のサービス内容及び重要事項の説明を事業者・事業所から受けたことを確認します。

令和 年 月 日

〔利用者〕 住 所
氏 名 印

〔利用者代理人〕 住 所
氏 名 印

〔立会人〕 住 所
氏 名 印

げんき・もりもり王居殿 利用契約書

げんき・もりもり王居殿（以下「事業者」）と_____（以下「利用者」）との間に、表記利用契約を締結します。この契約を証するため本契約書2通を作成して事業者・利用者が署(記)名押印のうえ各1通を保有する。
契約当事者の表示

〔1.利用者〕 _____ 氏 名 _____ 様 印

性別	男 ・ 女	生年月日	大正・昭和	年	月	日
介護保険被保険者証番号						
要介護状態区分		事業対象者・要支援1・要支援2 要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5				
要介護認定の有効期限		令和 年 月 日～令和 年 月 日				
被保険者証記載の特記事項		なし ・ あり [記入してください]				

かかりつけの医師名 〔医療機関名〕	(電話)
傷病名	

〔2.利用者代理人〕 _____ 氏 名 _____ 様

利用者との関係	
---------	--

〔3.指定通所介護（指定介護予防通所サービス）の事業を行う者〕
 _____ (以下事業者という) 有限会社 じゅん

〔4.指定通所介護（指定介護予防通所サービス）の事業を行う所〕
 _____ (以下事業所という) げんき・もりもり王居殿
 (通所介護・介護予防通所サービスの事業所指定番号：2870801707)

利用開始日 令和 年 月 日

契約期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

事業者は、事業対象者・要支援・要介護状態になった利用者に対して、可能な限り居宅において利用者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日中の日常生活の世話や機能訓練等を行うことで、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の肉体的精神的負担の軽減をはかるように努めます。

事業者は、指定通所介護・指定介護予防通所サービスの社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊厳をもって接するように努めます。

利用者及び利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を維持するように努めなければなりません。

全ての関係者は、利用者が安心かつ快適に利用できるよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

第1条（契約の目的）

事業者は、指定通所介護（指定介護予防通所サービス）の介護保険法関係法令と本契約の各条項に従って指定通所介護（指定介護予防通所サービス）サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する利用料金を支払います。

第2条（契約期間と更新）

- 1 本契約の契約期間は、本契約書第1項に記載の契約期間とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が事業対象者・要支援・要介護状態区分の変更の認定を受け、事業対象者・要支援・要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の事業対象者・要支援・要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了日の10日前までに、利用者又は利用者代理人からの書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の事業対象者・要支援・要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が事業対象者・要支援・要介護状態区分の変更認定を受け、事業対象者・要支援・要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の事業対象者・要支援・要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（通所介護・介護予防通所サービス計画等作成前のサービス提供）

- 1 事業者は、前条の通所介護・介護予防通所サービス計画が作成される前であっても、緊急に必要な場合にはサービスを提供します。
- 2 事業者は、事業対象者・要支援・要介護認定後に、提供するサービス内容を必ず見直します。
- 3 事業者は、事業対象者・要支援・要介護認定後に、利用者に対し利用契約継続の意思

確認を行います。

- 4 利用者又は利用者代理人は、事業対象者・要支援・要介護認定において自立（非該当）と判定された場合には利用料の全額を負担し、また認定された事業対象者・要支援・要介護度に応じて利用料の一部を負担することがあります。

第4条（当指定通所介護・指定介護予防通所サービスの概要）

当通所介護（介護予防通所サービス）事業の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載した通りです。

第5条（身元引受人）

- 1 事業者は、利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることが出来ない相当な理由がある場合はその限りではありません。
- 2 身元引受人は本契約に基づく利用者及び利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認めた要請したときにはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第6条（利用基準）

利用者は、次の各号の全てに適合する場合、指定通所介護（指定介護予防通所サービス）「げんき・もりもり王居殿」の利用ができます。

- ① 事業対象者・要支援1～2、又は要介護1～要介護5の被認定者であること
- ② 他の利用者と共同利用を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 利用料金等の支払いを了承すること
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同出来ること

第7条（通所介護・介護予防通所サービス計画の作成）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえて、介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護・介護予防通所サービス計画（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者及び利用者代理人は事業者に対して、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることが出来ます。この場合、事業者は明らかに変更の必要がないとき及び利用者又は利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護

計画の変更を行います。

- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者又は利用者代理人に対し、内容を説明します。

第8条（サービス内容及びその提供）

- 1 事業者は、利用者に対して、前条より作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

- ① 介護保険給付対象サービスとして、個々の通所介護（介護予防通所サービス）計画に基づき、必要な下記のサービス等を提供します。

- i. 排泄、着替え等の介護
- ii. 日常生活上の世話
- iii. 日常生活の中での機能訓練
- iv. 相談、援助

- ②介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」の通り提供します。

- 2 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努め、利用者の利用状況などを把握するようにします。

第9条（医療上の必要への対応）

- 1 事業者は、利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要になった場合、その他必要を認めた場合は利用者のかかりつけ医師。主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等を受けられるよう支援します。
- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は消防署救急隊もしくは適切な医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

第10条（利用料金の支払い）

- 1 利用者又は利用者代理人は、事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」の通り利用料金等を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべき指定通所介護（指定介護予防通所サービス）サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費用として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。
- 3 利用者又は利用者代理人は、先月分の利用料金等をまとめて当月 20 日までに引き落とし又は現金で支払います。
- 4 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料金等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、領収証を発行します。

- 5 事業者は、利用料金等が介護保険報酬改定、経済事情の変動、公租公課の増額等により著しく不相当となった場合、利用者及び利用者代理人と協議の上、利用料金等を改定することが出来ます。

第 11 条（法定代理受領サービス外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護（指定介護予防通所サービス）サービスを提供した場合において利用者又は利用者代理人から利用料金の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることのできるように、利用者又は利用者代理人に対して、当サービス提供証明書を交付します。当サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第 12 条（金銭等の管理）

事業者は、利用者の日常生活に必要な金銭の保管管理について利用者と別途契約を締結した場合を除き、利用者の現金、預貯金、その他財産の保管管理を行いません。

第 13 条（利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は指定通所介護（指定介護予防通所サービス）サービス利用に関して以下の義務を負います。

- ①利用者の能力や健康状態についての情報を正しく速やかに事業者を提供すること
- ②他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
- ③特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従うこと
ただし、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こる全てに対して利用者又は利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合は、その限りではありません。
- ④事業者が提供する各種サービスに意義ある場合は、速やかに事業者に知らせること
- ⑤市長村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について、利用者及び利用者代理人は協力すること

第 14 条（契約の終了）

次の各号の一つに該当する場合は、契約は終了します。

- ①事業対象者・要支援・要介護の認定更新において、利用者が自立（非該当）と認定された場合（但し、経過措置が適用される場合を除く）
- ②利用者が死亡した場合
- ③利用者又は利用者代理人が第 15 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を

満了した日

- ④事業者が第 16 条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤利用者が病気の治療等その他のため、通所介護サービスの利用が不可能になったとき
- ⑥利用者が他の介護療養施設等への入所のため、通所介護サービスの利用が不可能となったとき

第 15 条（利用者の契約解除）

利用者及び利用者代理人は、事業者に対し、いつでも 7 日の予告期間においてこの契約を解除することが出来ます。

第 16 条（事業者の契約解除）

事業者は、利用者及び利用者代理人に対し、次の各号の一つに該当する場合には、1 ヶ月の予告期間において、この契約を解除することが出来ます。

但し、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第 2 号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ①正当な理由もなく利用料金その他の自己の支払うべき費用を 3 か月分滞納し事業者からの申し入れにもかかわらず改善されないとき
- ②伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が判断し、かつ事業者が判断したとき
- ③利用者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為（サービス従事者や他の利用者に対する故意の暴言・暴力行為等並びにハラスメント行為等）をなし、事業者の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、契約を継続しがたい重要な事情を生じさせた場合
- ④利用者又は利用者代理人が故意に不実を告げたり、病気等を故意に告げなかったりしたために、介護方法を大きく変更しなければならなくなる等、円滑にサービスを提供出来なくなったと事業者が判断したとき
- ⑤事業の廃止や縮小により、サービスの提供が困難になったとき

第 17 条（損害賠償）

1 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事後が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、事業所に過失がない場合及び、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除される、又は賠償額を減額されることがあります。

2 事業者は、万が一の事故発生に備えて別紙「重要事項説明書」の通り損害賠償責任

保険に加入しています。

- 3 利用者の故意又は重過失により、居室又は備品につき通常の保守、管理の程度を越える補修等が必要になった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第 18 条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者及びその家族、利用者代理人の生命、身体等の危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 但し、あらかじめ文書により利用者又はその家族、利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することが出来ます。

第 19 条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、神戸地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者はあらかじめ合意します。

第 20 条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他の法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

別紙1 げんき・もりもり王居殿 利用料金表

① 介護保険適用料金（介護報酬の1割）

（通所介護費）

所要時間	要介護状態区分	単位(1回)	利用者負担1割	利用者負担2割	利用者負担3割
7時間以上 8時間未満の場合	要介護1	658単位	693円(1回)	1387円(1回)	2080円(1回)
	要介護2	777単位	818円(1回)	1637円(1回)	2456円(1回)
	要介護3	900単位	948円(1回)	1897円(1回)	2845円(1回)
	要介護4	1023単位	1078円(1回)	2156円(1回)	3234円(1回)
	要介護5	1148単位	1209円(1回)	2419円(1回)	3629円(1回)

（加算費）

項目	単位(1回)	負担1割	負担2割	負担3割
個別機能訓練加算Ⅰ	76単位/1日	80円(1回)	160円(1回)	240円(1回)
入浴介助加算Ⅰ	40単位/1日	42円(1回)	84円(1回)	127円(1回)
入浴介助加算Ⅱ	55単位/1日	58円(1回)	116円(1回)	174円(1回)
介護職員等 処遇改善加算Ⅱロ	一か月あたりのサービス利用料金の合計額(加算を含む)に別途11.8%が加わります。介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇改善(賃金引き上げなど)に取り組む事業所が算定できるものです			

② 介護保険適用外の料金

項目	内容	負担料金
通常事業実施地域以外の送迎	直線半径5キロ以内	片道500円
食材料費	食材料・おやつ購入費用	700円
おむつ代(処理費用を含む)	おむつ	100円
	尿取パッド等	50円
その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担が適当と認められるもの	実費

（注）介護保険適用時の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日当たりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻を受けることができます。

別紙2 げんき・もりもり王居殿 利用料金表

① 介護保険適用料金（介護報酬の1割～3割）

（介護予防通所サービス費）

利用者の要支援度		単位／月	利用者負担1割 （月定期）	利用者負担2割 （月定期）	利用者負担3割 （月定期）
事業対象者（週1回程度）		1798単位	1895円	3790円	5685円
要支援1（週1回程度）		1798単位	1895円	3790円	5685円
要支援 2	週1回程度	1798単位	1895円	3790円	5685円
	週2回程度	3621単位	3816円	7633円	11449円

（加算費）

項目	単位／月	加算料金負担（月単位の定額）		
		1割負担	2割負担	3割負担
介護職員等 処遇改善加算Ⅱロ		一か月あたりのサービス利用料金の合計額(加算を含む)に別途 11.8% が加わります。 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇改善 (賃金引き上げなど)に取り組む事業所が算定できるものです。		

② 介護保険適用外の料金

項目	内容	負担料金
通常事業実施地域以外の送迎	直線半径5キロ以内 5キロ以上1キロあたり	片道500円 片道100円
食材料費	食材料・おやつ購入費用	700円
おむつ代（処理費用を含む）	おむつ	100円
	尿取パッド等	50円
その他	日常生活において通常必要となるもの に係る費用であって、利用者負担 が適当と認められるもの	実費

（注）介護保険適用時の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日当たりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払戻を受けることができます。

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

[事業者]

住 所 神戸市垂水区城が山 5-14-10

事業者名 有限会社じゅん

代表取締役 楠田 順也

[事業所]

住 所 神戸市垂水区王居殿 3-9-4

事業所名 げんき・もりもり王居殿

管理者 坂口 利香

[利用者]

住 所

氏 名 _____

[利用者代理人]

住 所

氏 名 _____

※この同意契約書は事業所用と利用者用に二通作成し、各々所持します。